

ประกาศที่ ศ.5/2550 การปรับปรุงและแก้ไขประเภทและเงื่อนไขกิจการผลิตหรือถนอมอาหาร หรือสิ่งปรุงแต่งอาหาร โดยใช้เทคโนโลยีที่ทันสมัย

(非公式訳)

投資委員会告示

第 Sor.5/2550

件名：最新技術による食品製造、保存、および食品調合品の製造の業種
および条件の改正

農作物使用を促し、付加価値を高めるためキャンディー、チョコレート、ガムの製造をを奨励対象事業とするべきとし、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条第 2 段落および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は 2000 年 8 月 1 日付け第 2/2543 号投資委員会布告件名「投資奨励対象事業の業種、規模および条件」に添付した投資奨励対象事業における業種 1.11 を撤廃し以下の内容を入れ替える。

業種	条件
1.11 最新技術による食品製造、保存、および食品調合品の製造(飲料水およびアイスクリームの製造を除く) 1.11.1 肉食品製造、保存 1.11.2 植物からの食品の製造、保存 1.11.3 米、穀物からの食品の製造、保存 1.11.4 生牛乳からの製品の製造 1.11.5 食品調合品の製造 1.11.6 甘味剤の製造（砂糖を除く） 1.11.7 植物、野菜、果実からの飲料製造（アルコールを除く） 1.11.8 即席食品または半即席食品の製造、保存 1.11.9 キャンディー、チョコレート、ガムの製造	1. 優先される特別重要事業とする。 2. 即席食品、販促席食品の製造、保存のみを国にとって優先される特別重要事業とする。 3. キャンディー、チョコレート、ガムの製造のみは -ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。 -法人所得税を免除しない。 -奨励された工業区または工業団地に立地しなければならない。 4. その他の権利恩典は仏暦 2543 年 8 月 1 日付け第 1/2543 号投資委員会告示の規定に従うものとする。

2007 年 3 月 29 日より有効とする。

告示日：2007 年 6 月 4 日

(コーシット・パンピラムラット)

内閣副首相

投資委員会委員長